

## 宇部市予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市が実施する定期の予防接種以外の任意の予防接種（第3条において「任意の予防接種」という。）に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、予防接種を受けた日において、宇部市に住民登録がある者であって別表の接種対象の要件を満たす者（第5条において「被接種者」という。）の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者をいう。）とする。

(対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種は、別表に掲げる任意の予防接種とし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条第1項に規定する検定に合格したワクチンを使用するものとする。

(予防接種後の健康被害の補償)

第4条 ワクチン接種による健康被害が発生したときの被害者の救済については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に定めるところによる。

(助成金額及び回数)

第5条 同一の被接種者に対する助成金額及び助成を受けられる回数は、別表に掲げる金額及び回数とする。ただし、予防接種に要した額が助成金額に満たないときは、当該要した額とする。

(実施医療機関)

第6条 第3条に規定する予防接種を実施する医療機関は、宇部市と助成金の代理受領契約を締結した医療機関(以下「指定医療機関」という。)とする。

(助成金の手続の委任)

第7条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、指定医療機関に宇部市予防接種費用助成金交付申請書兼委任状（様式第1号）を提出し、宇部市に対する助成金の交付申請請求及び受領を指定医療機関に委任するものとする。

2 申請者は、予防接種に要する費用から助成金に相当する額を控除した額を、指定医療機関に支払うものとする。

(指定医療機関からの助成金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定により委任を受けた指定医療機関が助成金の交付を請求するときは、宇部市予防接種費用助成金交付請求書（様式第2号）に宇部市予防接種費用助成金交付申請書兼委任状を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者がいると認めた場合は、その者に対し既に交付した額の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

任意の予防接種	接種対象	助成金額	助成回数
おたふくかぜ	1歳以上2歳未満	3,800円	1回のみ
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学3年の年齢相当者（平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ）</li> <li>・高校3年の年齢相当者（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）</li> </ul> <p>※上記の年齢相当者以外の中学3年生及び高校3年生も対象とする。</p>	2,500円	1回のみ